

～ 西原町町民交流センター ご利用の案内 ～

1. 西原町町民交流センターの設置目的

西原町の町民の文化、芸術活動、健康づくり及び防災の拠点として整備（設置）されました。

2. 施設の概要等

(1) 施設の構成

さわふじ未来ホール、楽屋（1,2,3）、和室、リハーサル室、保健センター（中ホール）、プレイルーム、センター会議室、町民広場及び町民ギャラリーなどで構成された複合施設です。

(2) 開館日：1月4日～12月28日

(3) 開館時間：9時～22時

(4) 休館日：毎週火曜日及び12月29日～翌年1月3日

3. 予約受付について

(1) 受付時間：9時～17時（平日・土日祝祭日） ※火曜日は除きます。

(2) 受付開始日：月の初日（平日）が予約開始日。

	貸館施設	受付開始時期
①	さわふじ未来ホール	ご利用予定の6か月前より受付 (30日前まで)
②	各楽屋、和室、リハーサル室 中ホール(保健センター)、プレイルーム、 センター会議室、町民広場及び町民ギャラリー	ご利用予定の6か月前より受付 (2日前まで)

(例) 使用希望日が11月30日の場合 → 5月1日（平日）受付開始

(3) 予約受付及び申請方法

① 予約受付（使用許可）の順位

- ・原則として先着順です。
- ・予約受付開始日に限り、9時から9時5分までにご来館した方に限り同着扱いとします。
- ・使用希望日が重複した場合は、本番（センターの設置目的に沿うもの）及び西原町内の申請者を優先とし、さらに重複した場合は、くじ引きとなります。
※先行予約にて西原町内の公共的催事の施設・日程を押さえています。ご了承下さい。

② 申請方法

- ・事前に電話や町HPで空き状況を確認下さい。
- ・予約受付開始日は、大変込み合いますので、窓口での申請のみ受け付けます。ご了承下さい。
- ・当センターは、保健センター等の他業務との調整が必要となるため、本申請の前に、一旦『仮予約申込書』で受け付けます。（使用の確定まで3日程度お時間をいただきます。）
- ・やむを得ない事情により窓口にお越しできない場合も『仮予約申込書』をFAXで受け付けます。
※手違い等の防止のため、電話での申請は受け付けません。
- ・使用希望日が確定すると、『使用許可申請書』（本申請）を提出していただきます。
※指定された期間内に提出の確認ができなかった場合は、仮予約は無効となります。

③ 使用申請の区分

- ・使用申請は、下記の時間区分でお申込み下さい。（1時間ごとの利用はできません。）

午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
9時～12時 (3時間)	13時～17時 (4時間)	18時～22時 (4時間)	9時～17時 (8時間)	13時～22時 (9時間)	9時～22時 (13時間)

- ・施設使用時間は、準備から片付けの時間を含めた時間を借用下さい。

※最短でも準備に2時間、片づけに30分必要です。

- ・同一申請者の連続利用は5日間までです。

④ 使用料及び使用料の支払い

- 使用料については、使用料金表をご確認下さい。
- 使用許可申請書の記載内容を確認後、請求書を発行します。指定日までに銀行振り込み又は窓口にて納入下さい。

※指定日までに納付がない場合は、使用予約が無効になります。

※使用料金の納入が確認できた時点で、使用許可承認となります。

⑤ 使用料の返還

- 一度お支払された使用料金は変更できません。ただし、次に該当する場合は、使用料金を返還することができます。（『使用料還付申請書』の提出が必要となります。）

使用者側の責任ではなく使用することができない場合(天災など)		100%返還
さわふじ未来ホール	使用日 30 日前までに、主催者が取消し申請手続きをした場合	50%返還
中ホール・その他の施設	使用日の7日前までに、主催者が取り消し申請手続きをした場合	

⑥ 使用料の減免

- 西原町町民交流センターの設置及び管理に関する条例第 12 条に掲げる理由に該当するときは減額することができます。（『減免申請書』の提出が必要となります。）

4. 使用変更・取下げについて

(1) 『使用変更申請書・使用許可取下げ届』の提出

使用許可申請書提出後、申請者お都合により使用日や施設を変更、または取り下げる場合は、『使用変更申請書・使用許可取下げ届』に必要事項を記入の上、変更または取下げ手続きをお願いします。

※追加の場合は、新たに『使用許可申請書』を提出して下さい。

5. 催物の打合せ

(1) 催物の運営方法や附属設備等の打合せが必要です。

- 舞台、音響、照明の詳細確認を行うため、舞台責任者と会場責任者の出席をお願いします。
- 打合せは3週間前までに済ませて下さい。（日程調整を事前をお願いします。）
- 行事にかかわる資料（式次第・スケジュール・進行台本・仕込函など）を各4部ご用意下さい。

※特別な設備等を持込使用する場または特別な設備を装飾する場合は、『特別設備等持込使用許可申請書』、『特別設備施設許可申請書』の提出が必要です。

6. 使用上の注意点

使用にあたっては、別紙「西原町町民交流センター ご利用上の注意点」をご覧ください。

《問い合わせ先》

〒903-0118

沖縄県中頭郡西原町字小波津 555 番地

TEL(098)970-6155 FAX(098)911-7203

西原町町民交流センター係